

暗闇に一筋の光を灯す存在として

京都府行政書士会 会長 堀井泰史

新型コロナウイルス感染症が日本国内において急速な広がりを見せる中で、4月16日に全国に緊急事態宣言が発出され、京都府は特定警戒都道府県として位置づけられました。府内では、各種イベントの中止はもとより特定施設の休止要請や使用停止の協力依頼など、府民の生活に大きな影響が生じています。本会においても、3月初旬に危機管理対策本部を設置して国や自治体等から情報収集を行い、密閉空間・密集・密接、いわゆる三密を避けるべく、研修会の中止、感染防止対策の徹底、事務局の対面窓口手続の原則中止、関係書類の郵送対応、事務局人員数制限等、数々の対策を講じております。また、Web会議の導入などITを利用した新たな取組も推進し、行政等からの業務受託業務においては、関係官公署等と協議し、受付業務中止、郵送受付への変更、受付人数の制限等、感染防止対策に努め、危機感管理を徹底しております。

現在、この国難を乗り越えるべく、政府及び地方自治体は、行政手続期限の延長、公的融資制度・補助金制度の拡充、給付金・助成金事業など、様々な大型緊急対策を打ち出しています。

このような状況において、今、まさに行政書士制度は社会生活に必要な存在として、国民の身近な相談役として、行政手続及び中小企業支援の専門家として、「人生100年あなたに寄り添う行政書士」として社会的役割を果たすことが求められています。

本会も、国民の生命・健康を第一に考えつつ、地域社会への支援活動を力強く進めてまいる所存です。

終わりに、コロナ感染症で犠牲になられた方のご冥福をお祈りするとともに、現在闘病されている方々に心よりお見舞いを申し上げます。

そして、最前線で戦っている医療関係者の方々、私たちの暮らしを支える様々な職務に従事されている方々に心から感謝申し上げます。

本会も、この未曾有の国難の中、士業者として社会的使命を果たし、社会に貢献する決意を新たにしております。